

◎新潟県告示第516号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年5月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

漁協	加入区の名称	区域
名立	名立	新潟県上越市名立区一円の区域